

chocoZAP利用規約 改定詳細①

該当箇所	改定前	改定後
chocoZAP利用規約	[追加項目]	目次
本則 第1条【適用範囲】 第1項	1.本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）に適用される。	1.本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。）又はフランチャイズチェーン chocoZAPに加入する加盟者（以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」及びそれに派生するサービス（以下「本サービス」という。）に適用される。
本則 第2条【入会申込】 第1項、第2項	1.本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意した上で、当社が管理運営する専用アプリ（以下「専用アプリ」という）または専用 WEB サイト（以下「専用 WEB サイト (chocoZAP(ちょこざっぷ))」という）により入会申込を行うものとする。 2.未成年者については、親権者同意書は不要とし、本人が本規約に同意した場合、親権者も同意しているものとみなす。	1.本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意した上で、当社が管理運営する専用アプリ（以下「専用アプリ」という。）又は専用 WEB サイト（以下「専用 WEB サイト (chocoZAP(ちょこざっぷ))」という。）により入会申込を行い、当社との間で、本サービスの利用に係る契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。 2.未成年者については、本人が入会申込をする際にその親権者の同意があることを表明保証するものとする。
本則 第3条【会員制度】 第2項、第3項、第4項	2.会員は、当社が管理運営する専用アプリまたは専用 WEB サイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))に掲載された店舗（以下「本施設」又は「店舗」という。）のいずれをも利用することができます。 3.各店舗における本サービスの範囲および各会員の利用開始日は、当社が定める。 [4.追加項目]	2.会員は、当社が管理運営する専用アプリ又は専用 WEB サイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))に掲載された店舗（加盟者が運営する店舗も含む。以下「本施設」又は「店舗」という。）のいずれをも利用することができる。 3.各店舗における本サービスの範囲及び各会員の利用開始日は、当社又は加盟者が別途定める。 4.当社は、所定の基準に基づき、通知をもって、会員の所属する店舗（以下「所属店舗」という。）を変更することができる。この場合、本契約上の当社又は加盟者の地位は、所属店舗の変更に伴い、当該変更後の所属店舗を運営する主体に移転し、会員は、当該契約上の地位の移転について、本規約への同意をもって包括的に承諾する。
本則 第4条【入館用QRコード】 第1項	1.当社は、会員に対し入館用 QR コードを交付する。	1.当社又は加盟者は、会員に対し入館用 QR コードを交付する。
本則 第6条【利用料】 第1項、第2項(第3項)、第5項(第6項)	1.本サービスの利用料（以下「利用料」という）は、店舗ごとに当社が定め、専用アプリに掲載する。会員は、専用アプリまたは専用 WEB サイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))において事前に利用料を確認した上で利用申込みを行うものとする。 [追加項目]	1.本サービスの利用料（以下「利用料」という。）は、店舗ごとに当社が定め、専用アプリに掲載する。会員は、専用アプリ又は専用 WEB サイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))において事前に利用料を確認した上で利用申込みを行い、本契約上の地位の移転に伴い会員が加盟者に支払義務を負うか否かにかかわらず、当社に利用料を支払うものとする。当該支払いが行われる場合において、加盟者が会員の本契約における相手方であるときには、当社は、当該利用料を当該加盟者に代わって受領するものとし、会員は当社が代理受領を行うことに異議を述べない。 2.会員は、利用料を、当社が定めるクレジット会社のクレジットカード、又はその他当社が別途定める支払い方法（以下「クレジットカード等」という。）により、支払うものとする。

※赤字は追記・修正箇所

chocoZAP利用規約 改定詳細②

該当箇所	改定前	改定後
本則 第6条【利用料】 第1項、第2項(第3項)、第5項(第6項)	<p>2.支払処理が完了した利用料は、返還しない。但し、利用申込み行為に法定の無効・取消原因が認められる場合のほか、会員の責めに帰すべき事由によることなく、当該会員が通常利用する店舗及びこれに代わる近隣店舗を利用できることにより、これらの店舗の利用可能日数の合計が、当該月の日数の半数を下回ったときはこの限りでない。また、本サービスは特定商取引法の特定継続的役務提供には該当せず、クーリング・オフ対象外となる。</p> <p>5.クレジットカードによる支払処理が行われなかった場合、当社は、会員に対し、年14.6%の遅延損害金を請求できるものとする。</p>	<p>3.支払処理が完了した利用料は、理由の如何を問わず（会員の携帯機種による専用アプリが利用できない場合又はシステム障害等がある場合を含む。）返還しない。但し、利用申込み行為に法定の無効・取消原因が認められる場合のほか、会員の責めに帰すべき事由によることなく、当該会員が通常利用する店舗及びこれに代わる近隣店舗を利用できることにより、これらの店舗の利用可能日数の合計が、当該月の日数の半数を下回ったときはこの限りでない。また、本サービスは特定商取引法の特定継続的役務提供には該当せず、クーリング・オフ対象外となる。</p> <p>6.クレジットカード等による支払処理が行われなかった場合、当社は、会員に対し、年14.6%の遅延損害金を請求できるものとする。</p>
本則 第8条【利用者責務】 第2項、第3項	<p>2.当社は、本規約等に定める本施設利用のほか、会員に対して、本施設等その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利の付与、譲渡、実施許諾を行うものではない。</p> <p>3.会員は、法令、本規約等に違反したことによって、またはこれに関して、他の本施設利用者、当社またはスタッフに対し損害を生じさせた場合（ご利用者様の責による、本施設の破損、汚損その他一切の損害も含むが、これらに限られない。）は、直ちに当社へその旨を通知すると共に、その損害の一切を賠償する義務を負う。当社は、会員に対して、損害の賠償を請求でき、この場合、会員はかかる損害を直ちに賠償しなければならない。特に、火災発生の場合にあっても、その原因が会員の故意または過失によると認められるときは、同様となる。</p>	<p>2.当社及び加盟者は、本規約等に定める本施設利用のほか、会員に対して、本施設等その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利の付与、譲渡、実施許諾を行うものではない。</p> <p>3.会員は、法令、本規約等に違反したことによって、又はこれに関して、他の本施設利用者、当社、加盟者又はスタッフに対し損害を生じさせた場合（ご利用者様の責による、本施設の破損、汚損その他一切の損害も含むが、これらに限られない。）は、直ちに当社へその旨を通知すると共に、その損害の一切を賠償する義務を負う。当社及び加盟者は、会員に対して、損害の賠償を請求でき、この場合、会員はかかる損害を直ちに賠償しなければならない。特に、火災発生の場合にあっても、その原因が会員の故意又は過失によると認められるときは、同様となる。</p>
本則 第9条【利用禁止】 第1項、第1項第1号・第5号・第6号・第7号、第2項	<p>1.当社は、以下の各号のいずれかに該当する会員につき、本サービスの施設の利用禁止または強制退会を命じることができる。</p> <p>(1)本規約および当社の定める規則を遵守しない者</p> <p>(5)当社の承諾なく入館用QRコードを提示せずに施設内に立ち入った者</p> <p>(6)利用料の全部または一部につきクレジットカードによる支払処理が行われなかつた者</p> <p>(7)ご本人名義のクレジットカードを使用していない者（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない）</p> <p>2.当社が本サービスの利用を禁止した場合も、または強制退会した場合も、会員は利用料を免れることはできないものとする。</p>	<p>1.当社及び加盟者は、以下の各号のいずれかに該当する会員（但し、加盟者においては、自己の運営する店舗に所属する会員に限る。）につき、本サービスの施設の利用禁止又は強制退会を命じることができる。</p> <p>(1)本規約ならびに当社及び加盟者の定める規則を遵守しない者</p> <p>(5)当社又は加盟者の承諾なく入館用QRコードを提示せずに施設内に立ち入った者</p> <p>(6)利用料の全部または一部につきクレジットカード等による支払処理が行われなかつた者</p> <p>(7)ご本人名義のクレジットカード等を使用していない者（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない）</p> <p>2.当社又は加盟者が本サービスの利用を禁止した場合、又は強制退会した場合も、会員は利用料の支払いを免れることはできず、既に支払われた利用料についても返金しないものとする。</p>
本則 第10条【届出】 第2項	2.当社から会員への個別の通知は、専用アプリまたは会員から届出のあったメールアドレスあてに行い、その発信をもって会員に到達したものとみなす。	[削除]

※赤字は追記・修正箇所

chocoZAP利用規約 改定詳細③

該当箇所	改定前	改定後
本則 第12条【サービスの制限】 第1項、第1項第4号	<p>1.当社又は加盟者は、次の事由に該当する店舗（但し、加盟者においては、自己の運営する店舗に限る。）について、当該店舗における本サービスの全部または一部を制限することができ、これに対して会員は、当該店舗が通常利用する店舗であることのみを理由として、利用料の減額または返金を求めるることはできない。但し、当該会員の責めに帰すべき事由によることなく、当該通常利用する店舗及びこれに代わる近隣店舗を利用できないことにより、これらの店舗の利用可能日数の合計が、当該月の日数の半数を下回ったときは、第6条第2項但し書きの規定により返金を受けることができる。</p> <p>(4)その他本サービスの停止が必要と当社が判断したとき</p>	<p>1.当社又は加盟者は、次の事由に該当する店舗（但し、加盟者においては、自己の運営する店舗に限る。）について、当該店舗における本サービスの全部又は一部を制限することができ、これに対して会員は、当該店舗が通常利用する店舗であることのみを理由として、利用料の減額又は返金を求めるることはできない。但し、当該会員の責めに帰すべき事由によることなく、当該通常利用する店舗及びこれに代わる近隣店舗を利用できないことにより、これらの店舗の利用可能日数の合計が、当該月の日数の半数を下回ったときは、第6条第3項但し書きの規定により返金を受けることができる。</p> <p>(4)その他本サービスの停止が必要と当社又は加盟者が判断したとき</p>
本則 第13条【サービスの変更】 第1項、第1項第3号	<p>当社は、次の事由に該当する店舗について、当該店舗における本サービスの全部または一部を変更（店舗の閉鎖を含む。）することができ、これに対して会員は、当該店舗が通常利用する店舗であることのみを理由として、利用料の減額または返金を求めるることはできない。但し、当該会員の責めに帰すべき事由によることなく、当該通常利用する店舗及びこれに代わる近隣店舗を利用できないことにより、これらの店舗の利用可能日数の合計が、当該月の日数の半数を下回ったときは、第6条第2項但し書きの規定により返金を受けることができる。</p> <p>(3)当社の判断によりサービスを一部拡充または縮小したとき</p>	<p>1.当社又は加盟者は、次の事由に該当する店舗（但し、加盟者においては、自己の運営する店舗に限る。）について、当該店舗における本サービスの全部又は一部を変更（店舗の閉鎖を含む。）することができ、これに対して会員は、当該店舗が通常利用する店舗であることのみを理由として、利用料の減額又は返金を求めるることはできない。但し、当該会員の責めに帰すべき事由によることなく、当該通常利用する店舗及びこれに代わる近隣店舗を利用できないことにより、これらの店舗の利用可能日数の合計が、当該月の日数の半数を下回ったときは、第6条第3項但し書きの規定により返金を受けることができる。</p> <p>(3)当社又は加盟者の判断によりサービスを一部拡充又は縮小したとき</p>
本則 第14条【賠償責任】 第1項、第2項、第4項	<p>1.本サービスの利用にあたって発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社は、その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負わない。</p> <p>2.会員は、自己の責に帰すべき原因により当社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならない。</p> <p>4.所持品について忘れ物があった場合、当社での検索・保管は行わない。また、当社にて廃棄をする場合があり、その場合も当社にて賠償等は行わなくてよいものとする。</p>	<p>1.本サービスの利用にあたって発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社及び加盟者は、その故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わない。</p> <p>2.会員は、自己の責に帰すべき原因により当社若しくは加盟者又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならない。</p> <p>4.所持品について忘れ物があった場合、当社又は加盟者での検索・保管は行わない。また、当社又は加盟者にて廃棄をする場合があり、その場合も当社及び加盟者にて賠償等は行わなくてよいものとする。</p>
本則 第15条【サービスの終了】 第1項、第2項、第3項	<p>1.当社はやむを得ない事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、サービスを終了することができる。</p> <p>2.サービス終了の原因が気象、災害、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができる。</p> <p>3.サービスの終了につき、当社及び加盟者は会員に対し、何ら責任を負わない。</p>	<p>1.当社はやむを得ない事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、本サービスを終了することができる。</p> <p>2.本サービス終了の原因が気象、災害、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができる。</p> <p>3.本サービスの終了につき、当社及び加盟者は会員に対し、何ら責任を負わない。</p>

chocoZAP利用規約 改定詳細④

該当箇所	改定前	改定後
本則 第16条【通知】 第1項、第2項	本規約および本サービスに関する通知は、専用アプリまたは専用WEBサイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))、メールにて行う。 [追加項目]	1.当社及び加盟者から会員に対しての本規約及び本サービスに関する全体又は個別の通知は、専用アプリ、専用WEBサイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))、又は会員から届出のあったメールアドレス宛てのメールにて行い、その発信をもって会員に到達したものとみなす。 2.会員は、本規約又は本サービスに関する連絡をする場合には、所属店舗の運営主体である当社又は加盟者に対して行うものとする。
本則 第18条【裁判管轄】	当社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	当社又は加盟者が会員との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
本則 第19条【転売行為の禁止について】 第1項、第3項、第4項	1.当社が会員に対し提供するあらゆる物品を、営利を目的として第三者に転売し、または転売転売のために第三者に提供することを禁止する。 3.転売等の不正事実が発覚した際には、不正を行った者に対して弊社は本サービスの施設の利用禁止または強制退会を行うことができる。 4.他のオンラインショップ、インターネットオークション、フリマアプリ（メルカリ、ラクマ等）など、当社以外から購入した商品はすべて転売品とする。転売品については、当社では一切の責任を負わないものとする。	1.当社又は加盟者が会員に対し提供するあらゆる物品（以下「当社提供品」という。）を、営利を目的として第三者に転売し、又は転売のために第三者に提供することを禁止する。 3.転売等の不正事実が発覚した際には、不正を行った者に対して当社は本サービスの施設の利用禁止又は強制退会を行うことができる。 4.他のオンラインショップ、インターネットオークション、フリマアプリ（メルカリ、ラクマ等）など、当社及び加盟者以外から購入した商品はすべて転売品とする。転売品については、当社及び加盟者では一切の責任を負わないものとする。

chocoZAP利用規約 改定詳細⑤

該当箇所	改定前	改定後
附則 月額プラン会員に関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうち月額プラン会員をご契約された方に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。）又はフランチャイズチェーン chocoZAPに加入する加盟者（以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」及びそれに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうち月額プラン会員をご契約された方に順守いただく事項を定めたものとする。
附則 月額プラン会員に関する利用規約 第2条【利用料】 第2項	2.月額プラン会員は、会員と同一名義（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない）のクレジットカードを登録し毎月 10 日までに翌月分の利用料を支払うものとする。また、新規入会においては、当月分の日割りの利用料と翌月分の利用料の合計額につきクレジットカードでの支払いを行うものとする。締め日、引き落とし日などの詳細は専用 WEB サイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))にて掲載するものとする。	2.月額プラン会員は、会員と同一名義（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない）のクレジットカード等を登録し毎月 10 日までに翌月分の利用料を支払うものとする。また、新規入会においては、当月分の日割りの利用料と翌月分の利用料の合計額につきクレジットカード等での支払いを行うものとする。締め日、引き落とし日などの詳細は専用 WEB サイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))にて掲載するものとする。
附則 月額プラン会員に関する利用規約 第3条【休会】 第1項 第3号、第7項	[追加項目] 7.当社は、休会中も会員の情報を保持する。	(3)利用料の引き落としエラー等の未払いがある場合（未払いが解消されるまでは休会できないものとする。) 7.当社及び加盟者は、休会中も会員の情報を保持する。
附則 月額プラン会員に関する利用規約 第4条【退会】 第6項、第7項(第6項)、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項	6.当社は、クレジットカードによる支払処理が行われなかった場合、会員を退会させることができ。会員が本規約に違反した場合、および会員として適切でないと当社が判断した場合も、同様とする。 7.退会手続は、必ず専用アプリで行うものとする。電話、電子メール、ファックス等による退会の申し出は受け付けられない。 [追加項目]	[削除] 6.退会手続きは、必ず専用アプリで行うものとする。電話、電子メール、ファックス等による退会の申し出は受け付けられない。 7.会員が本規約に違反した場合、及び会員として適切でないと当社又は加盟者が判断した場合、当社又は加盟者は、会員を強制退会させることができる。 8.クレジットカード等による利用料の支払処理が3カ月間行われなかった場合、当社又は加盟者は、会員を強制退会させることができる。 9.前項の場合において、会員が利用料の支払を当社が別途指定する支払期日までに履行しないときは、当社は会員に対し、未払の利用料（以下「未納金」という。）の督促を行う。この場合、当社は会員に対し、督促1回あたり督促手数料として330円（税込）を請求するものとし、会員は、督促手数料と未納金（以下「督促手数料等」という。）と併せて、当社の別途指定する方法・期日までに支払うものとする。なお、督促手数料等の支払にかかる費用（コンビニ決済手数料等）は、会員が負担する。 10.退会手続き後に利用料未納の状態が発生した場合も前項と同様とする。 11.督促手数料の金額は事前の告知により変更する場合がある。

chocoZAP利用規約 改定詳細⑥

該当箇所	改定前	改定後
附則 月額プラン会員に関する利用規約 第6条【再入会】 第3項	3.【月額プラン会員利用規約】第4条第6項による退会となった場合、再入会できない。ただし、会費未納があった場合はその納入をした場合にのみ、再入会できるものとする。	3.【月額プラン会員利用規約】第4条第7項又は同条第8項による退会となった場合、再入会できない。但し、会費未納があった場合はその納入をした場合にのみ、再入会できるものとする。
附則 年額プラン会員に関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうち年額プラン会員をご契約された方に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。）又はフランチャイズチェーンchocoZAPに加入する加盟者（以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」及びそれに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうち年額プラン会員をご契約された方に順守いただく事項を定めたものとする。
附則 年額プラン会員に関する利用規約 第2条【利用料】 第2項	2.年額プラン会員は、会員と同一名義（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない）のクレジットカードを登録し年会費を入会時に一括前払いで支払うものとする。	2.年額プラン会員は、会員と同一名義（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない）のクレジットカード等を登録し年会費を入会時に一括前払いで支払うものとする。
附則 年額プラン会員に関する利用規約 第4条【退会】 第2項、第3項	2.当社は、退会後は会員の情報を消去することができる。 3.当社は、クレジットカードによる支払処理が行われなかった場合、会員を退会させることができる。会員が本規約に違反した場合、および会員として適切でないと当社が判断した場合も、同様とする。	2.当社及び加盟者は、退会後は会員の情報を消去することができる。 3.当社又は加盟者は、クレジットカード等による支払処理が行われなかった場合、会員を退会させることができる。会員が本規約に違反した場合、及び会員として適切でないと当社又は加盟者が判断した場合も、同様とする。
附則 年額プラン会員に関する利用規約 第7条【本サービス内のクーポン適用について】	クーポンコードの利用はできない。	再入会時においては、クーポンコードの利用はできない。
附則 chocoZAP×ドコモパッケージプラン会員に関する利用規約 第3条【利用料】 第2項	2.本パッケージ会員は、会員と同一名義（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない。）のクレジットカードを登録し毎月10日までに翌月分の利用料を支払うものとする。また、新規入会においては、当月分の日割りの利用料と翌月分の利用料の合計額につきクレジットカードでの支払いを行うものとする。締め日、引き落とし日などの詳細は専用 WEB サイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))にて掲載するものとする。	2.本パッケージ会員は、会員と同一名義（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない。）のクレジットカード等を登録し毎月10日までに翌月分の利用料を支払うものとする。また、新規入会においては、当月分の日割りの利用料と翌月分の利用料の合計額につきクレジットカード等での支払いを行うものとする。締め日、引き落とし日などの詳細は専用 WEB サイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))にて掲載するものとする。
附則 chocoZAP×ドコモパッケージプラン会員に関する利用規約 第6条【退会】 第3項、第5項	3.当社は、クレジットカードによる支払処理が行われなかった場合、本パッケージ会員を退会させることができる。本パッケージ会員が本規約又はドコモパッケージ規約に違反した場合、および本パッケージ会員として適切でないと当社が判断した場合も、同様とする。 5.退会手続の時点で当該会員に利用料等の未払いが認められるときは、会員は、退会手続き完了後も当該未払いの支払義務を免れるものでないものとする。	3.当社は、クレジットカード等による支払処理が行われなかった場合、本パッケージ会員を退会させることができる。本パッケージ会員が本規約又はドコモパッケージ規約に違反した場合、及び本パッケージ会員として適切でないと当社が判断した場合も、同様とする。 5.退会の手続き完了後であっても、未払いの利用料等が存在する場合には当該未払いの利用料等については支払義務を免れるることはできないものとする。

chocoZAP利用規約 改定詳細⑦

該当箇所	改定前	改定後
附則 chocoZAP月額プラン（店舗限定）利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうち月額プラン（店舗限定）（以下「本プラン」という）のみに適用される。なお、本規約に規定のないものは、本サービスにかかるその他の規約が適用されるものとし、本規約とその他の規約の内容が矛盾抵触する場合は、本規約が優先適用される。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。）又はフランチャイズチェーンchocoZAPに加入する加盟者（以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」及びそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうち月額プラン（店舗限定）（以下「本プラン」という。）のみに適用される。なお、本規約に規定のないものは、本サービスにかかるその他の規約が適用されるものとし、本規約とその他の規約の内容が矛盾抵触する場合は、本規約が優先適用される。
附則 chocoZAP月額プラン（店舗限定）利用規約 第3条【利用料】 第2項	2.本プラン会員は、会員と同一名義（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない。）のクレジットカードを登録し毎月10日までに翌月分の利用料を支払うものとする。また、新規入会においては、当月分の日割りの利用料と翌月分の利用料の合計額につきクレジットカードでの支払いを行うものとする。締め日、引き落とし日などの詳細は専用WEBサイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))にて掲載するものとする。	2.本プラン会員は、会員と同一名義（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない。）のクレジットカード等を登録し毎月10日までに翌月分の利用料を支払うものとする。また、新規入会においては、当月分の日割りの利用料と翌月分の利用料の合計額につきクレジットカード等での支払いを行うものとする。締め日、引き落とし日などの詳細は専用WEBサイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))にて掲載するものとする。
附則 chocoZAP月額プラン（マシン専用）利用規約 第1条【適用範囲】 第1項	1.本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」の月額プラン（マシン専用）（以下「本プラン」という）にのみ適用される。	1.本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。）又はフランチャイズチェーンchocoZAPに加入する加盟者（以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」の月額プラン（マシン専用）（以下「本プラン」という。）にのみ適用される。
附則 chocoZAP月額プラン（マシン専用）利用規約 第3条【利用料】 第2項	2.本プラン会員は、会員と同一名義（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない。）のクレジットカードを登録し毎月10日までに翌月分の利用料を支払うものとする。また、新規入会においては、当月分の日割りの利用料と翌月分の利用料の合計額につきクレジットカードでの支払いを行うものとする。締め日、引き落とし日などの詳細は専用WEBサイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))にて掲載するものとする。	2.本プラン会員は、会員と同一名義（親権者の同意を得た未成年者の場合はこの限りでない。）のクレジットカード等を登録し毎月10日までに翌月分の利用料を支払うものとする。また、新規入会においては、当月分の日割りの利用料と翌月分の利用料の合計額につきクレジットカード等での支払いを行うものとする。締め日、引き落とし日などの詳細は専用WEBサイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))にて掲載するものとする。
附則 chocoZAP関連事業(RIZAP 株式会社) サービスとの併用に関する利用規約 第1項	1.RIZAP 事業(RIZAP・RIZAP GOLF・RIZAP ENGLISH・RIZAP COOK・EXPA) と併用でサービス利用されている場合、その期間中は無料プランが適用されることでchocoZAPを無料でご利用いただくことができる。ただし、年額プラン会員の場合は、chocoZAP無料利用の対象外とする。	1.RIZAP 事業(RIZAP・RIZAP GOLF・RIZAP ENGLISH・RIZAP COOK・EXPA) と併用でサービス利用されている場合、その期間中は無料プランが適用されることでRIZAP 株式会社（以下「当社」という。）又はフランチャイズチェーンchocoZAPに加入する加盟者（以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」及びそれに派生するサービスを無料でご利用いただくことができる。但し、年額プラン会員の場合は、chocoZAP無料利用の対象外とする。
附則 セルフエステに関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうちセルフエステをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。）又はフランチャイズチェーンchocoZAPに加入する加盟者（以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」及びそれに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうちセルフエステをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。

chocoZAP利用規約 改定詳細③

該当箇所	改定前	改定後
附則 セルフエステに関する利用規約 第2条【順守事項について】 第1項 第1号・第2号、第2項 第2号	(1)必ず当社が指定するクリームを使用すること (2)使用する前に当社が指定するクリームを必ず手のひらに塗り、プローブヘッドをあてて温度を確かめること (2)使用の際には、必ず当社が指定するクリームを使用すること。使用中に乾いてしまった場合はクリームを必ず足すこと	(1)必ず当社 又は加盟者 が指定するクリームを使用すること (2)使用する前に 当社又は加盟者 が指定するクリームを必ず手のひらに塗り、プローブヘッドをあてて温度を確かめること (2)使用の際には、必ず当社 又は加盟者 が指定するクリームを使用すること。使用中に乾いてしまった場合はクリームを必ず足すこと
附則 セルフエステに関する利用規約 第4条【同意事項について】 第1項 第2号	(2)忘れ物があった場合、当社にて廃棄することがある	(2)忘れ物があった場合、当社 又は加盟者 にて廃棄することがある
附則 セルフエステに関する利用規約 第5条【免責事項について】 第1項、第2項	1.本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わない。 2.前項に基づき当社が責任を負う場合でも、身体に関する被害又は事故について、会員は、当社に対し、当該事故の発生日より5日以内に申告するものとする。	1.本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社 及び加盟者 の故意 又は 重過失による場合を除き、当社 及び加盟者 は一切の責任を負わない。 2.前項に基づき当社 又は加盟者 が責任を負う場合でも、身体に関する被害又は事故について、会員は、当社 又は加盟者 に対し、当該事故の発生日より5日以内に申告するものとする。
附則 セルフ脱毛に関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうちセルフ脱毛をご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。） 又は フランチャイズチェーンchocoZAPに加入する 加盟者 （以下「 加盟者 」といふ。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」 及び それに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうちセルフ脱毛をご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。
附則 セルフ脱毛に関する利用規約 第4条【同意事項について】 第1項 第2号	(2)忘れ物があった場合、当社にて廃棄することがある	(2)忘れ物があった場合、当社 又は加盟者 にて廃棄することがある
附則 セルフ脱毛に関する利用規約 第5条【免責事項について】 第1項、第2項	1.本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わない。 2.前項に基づき当社が責任を負う場合でも、身体に関する被害又は事故について、会員は、当社に対し、当該事故の発生日より5日以内に申告するものとする。	1.本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社 及び加盟者 の故意 又は 重過失による場合を除き、当社 及び加盟者 は一切の責任を負わない。 2.前項に基づき当社 又は加盟者 が責任を負う場合でも、身体に関する被害又は事故について、会員は、当社 又は加盟者 に対し、当該事故の発生日より5日以内に申告するものとする。
附則 ゴルフに関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうちゴルフブースをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。） 又は フランチャイズチェーンchocoZAPに加入する 加盟者 （以下「 加盟者 」といふ。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」 及び それに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうちゴルフブースをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。
附則 ゴルフに関する利用規約 第4条【同意事項について】 第1項 第2号	(2)忘れ物があった場合、当社にて廃棄することがある	本規約は、(2)忘れ物があった場合、当社 又は加盟者 にて廃棄することがある。

chocoZAP利用規約 改定詳細⑨

該当箇所	改定前	改定後
附則 ゴルフに関する利用規約 第5条【免責事項について】 第1項、第2項、第3項	<p>1.本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わない。</p> <p>2.前項に基づき当社が責任を負う場合でも、身体に関する被害又は事故について、会員は、当社に対し、当該事故の発生日より5日以内に申告するものとする。</p> <p>3.会員が持ち込んだ私物が紛失・破損した場合も、当社は一切の責任を負わない。</p>	<p>1.本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社及び加盟者の故意又は重過失による場合を除き、当社及び加盟者は一切の責任を負わない。</p> <p>2.前項に基づき当社又は加盟者が責任を負う場合でも、身体に関する被害又は事故について、会員は、当社又は加盟者に対し、当該事故の発生日より5日以内に申告するものとする。</p> <p>3.会員が持ち込んだ私物が紛失・破損した場合も、当社及び加盟者は一切の責任を負わない。</p>
附則 セルフネイルに関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうちセルフネイルをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。） 又は フランチャイズチェーン chocoZAP に加入する 加盟者（以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」 及び それに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうちセルフネイルをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。
附則 セルフネイルに関する利用規約 第2条【順守事項について】 第1項 第1号	(1)セルフネイル利用案内の確認と同意	(1) セルフネイルに関する利用規約 （以下「 本利用規約 」という。）の確認と同意
附則 セルフネイルに関する利用規約 第3条【禁止事項について】 第1項 第6号	(6)セルフネイル利用案内に違反する行為があった場合	(6) 本利用規約 に違反する行為があった場合
附則 セルフネイルに関する利用規約 第4条【同意事項について】 第1項 第2号	(2)忘れ物があった場合、当社にて廃棄することがある	(2)忘れ物があった場合、当社 又は加盟者 にて廃棄することがある
附則 セルフネイルに関する利用規約 第5条【免責事項について】 第1項、第1項 第6号・第7号・第10号、 第2項	<p>1.以下の場合において、お客様がいかなる直接的・間接的損害を被っても、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は、本サービスでは一切責任を負わない。</p> <p>(6)当店で行った施術に起因して、生活環境の変化等の損害等を被った場合</p> <p>(7)本利用案内により当店で施術できなかったことについて損害等を被った場合</p> <p>(10)その他、当店に直接的・間接的責任がないと思われる事態により、会員が損害を被った場合</p> <p>2.前項に基づき当社が責任を負う場合でも、身体に関する被害又は事故について、会員は、当社に対し、当該事故の発生日より5日以内に申告するものとする。</p>	<p>1.以下の場合において、お客様がいかなる直接的・間接的損害を被っても、当社及び加盟者の故意又は重過失による場合を除き、当社及び加盟者は、本サービスでは一切責任を負わない。</p> <p>(6)当社及び加盟者で行った施術に起因して、生活環境の変化等の損害等を被った場合</p> <p>(7)本利用規約により当社及び加盟者で施術できなかったことについて損害等を被った場合</p> <p>(10)その他、当社及び加盟者に直接的・間接的責任がないと思われる事態により、会員が損害を被った場合</p> <p>2.前項に基づき当社又は加盟者が責任を負う場合でも、身体に関する被害又は事故について、会員は、当社又は加盟者に対し、当該事故の発生日より5日以内に申告するものとする。</p>
附則 セルフホワイトニングに関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうちセルフホワイトニングをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。） 又は フランチャイズチェーン chocoZAP に加入する 加盟者（以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」 及び それに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうちセルフホワイトニングをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。

※赤字は追記・修正箇所

chocoZAP利用規約 改定詳細⑩

該当箇所	改定前	改定後
附則 セルフホワイトニングに関する利用規約 第2条【順守事項について】 第1項 第1号・第2号	(1)セルフホワイトニング利用案内の確認と同意 (2)唇の乾燥防止の為リップまたはワセリンなどのご持参	(1)セルフホワイトニングに関する利用規約 (以下「本利用規約」という。) の確認と同意 (2)唇の乾燥防止の為リップクリーム又はワセリンなどのご持参
附則 セルフホワイトニングに関する利用規約 第3条【禁止事項について】 第1項 第4号	(4)セルフホワイトニング利用案内に違反する行為があった場合	(4)本利用規約に違反する行為があった場合
附則 セルフホワイトニングに関する利用規約 第4条【同意事項について】 第2項 第2号	(2)忘れ物があった場合、当社にて廃棄することがある	(2)忘れ物があった場合、当社又は加盟店にて廃棄することがある
附則 セルフホワイトニングに関する利用規約 第5条【免責事項について】 第1項、第1項第6号・第8号、第2項	1.以下の場合において、お客様がいかなる直接的・間接的損害を被っても、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は、本サービスでは一切責任を負わない。 (6)本利用案内により当店で施術できなかったことについて損害等を被った場合 (8)その他、当店に直接的・間接的責任がないと思われる事態により、会員が損害を被った場合 2.前項に基づき当社が責任を負う場合でも、身体に関する被害又は事故について、会員は、当社に対し、当該事故の発生日より5日以内に申告するものとする。	1.以下の場合において、お客様がいかなる直接的・間接的損害を被っても、当社及び加盟店の故意または重過失による場合を除き、当社及び加盟店は、本サービスでは一切責任を負わない。 (6)本利用規約により当社及び加盟店で施術できなかったことについて損害等を被った場合 (8)その他、当社及び加盟店に直接的・間接的責任がないと思われる事態により、会員が損害を被った場合 2.前項に基づき当社又は加盟店が責任を負う場合でも、身体に関する被害又は事故について、会員は、当社又は加盟店に対し、当該事故の発生日より5日以内に申告するものとする。
附則 ワークスペースに関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうちワークスペースをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。）又はフランチャイズチェーンchocoZAPに加入する加盟店（以下「加盟店」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」及びそれに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうちワークスペースをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。
附則 ワークスペースに関する利用規約 第3条【同意事項について】 第1項 第2号	(2)忘れ物があった場合、当社にて廃棄することがある	(2)忘れ物があった場合、当社又は加盟店にて廃棄することがある
附則 ワークスペースに関する利用規約 第4条【免責事項について】	本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わない。	本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社及び加盟店の故意又は重過失による場合を除き、当社及び加盟店は一切の責任を負わない。
附則 デスクバイクに関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうちデスクバイクをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。）又はフランチャイズチェーンchocoZAPに加入する加盟店（以下「加盟店」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」及びそれに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうちデスクバイクをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。
附則 デスクバイクに関する利用規約 第3条【同意事項について】 第1項 第2号	(2)忘れ物があった場合、当社にて廃棄することがある	(2)忘れ物があった場合、当社又は加盟店にて廃棄することがある

chocoZAP利用規約 改定詳細⑪

該当箇所	改定前	改定後
附則 デスクバイクに関する利用規約 第4条【免責事項について】	本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わない。	本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社 及び加盟者 の故意又は重過失による場合を除き、当社 及び加盟者 は一切の責任を負わない。
附則 マッサージチェアに関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうちマッサージチェアをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。） 又はフランチャイズチェーンchocoZAPに加入する加盟者 （以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」 及び それに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうちマッサージチェアをご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。
附則 マッサージチェアに関する利用規約 第4条【同意事項について】 第1項第2号	(2)忘れ物があった場合、当社にて廃棄することがある	(2)忘れ物があった場合、当社 又は加盟者 にて廃棄することがある
附則 マッサージチェアに関する利用規約 第5条【免責事項について】	本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わない。	本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社 及び加盟者 の故意又は重過失による場合を除き、当社 及び加盟者 は一切の責任を負わない。
附則 カラオケサービスに関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうちカラオケサービスをご利用いただく会員に遵守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。） 又はフランチャイズチェーンchocoZAPに加入する加盟者 （以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」 及び それに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうちカラオケサービスをご利用いただく会員に遵守いただく事項を定めたものとする。
附則 カラオケサービスに関する利用規約 第3条【同意事項について】 第1項第2号	(2)忘れ物があった場合、当社にて廃棄することがある	(2)忘れ物があった場合、当社 又は加盟者 にて廃棄することがある
附則 カラオケサービスに関する利用規約 第4条【免責事項について】	本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わない。	本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社 及び加盟者 の故意又は重過失による場合を除き、当社 及び加盟者 は一切の責任を負わない。
附則 ランドリーサービスに関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうちランドリーサービスをご利用いただく会員に遵守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP 株式会社（以下「当社」という。） 又はフランチャイズチェーンchocoZAPに加入する加盟者 （以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」 及び それに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうちランドリーサービスをご利用いただく会員に遵守いただく事項を定めたものとする。
附則 ランドリーサービスに関する利用規約 第3条【禁止事項について】 第1項第7号・第8号	[追加項目]	(7)靴 (8)土足で利用するマット類等
附則 ランドリーサービスに関する利用規約 第4条【同意事項について】 第1項第2号・第3号	(2)忘れ物があった場合、当社にて廃棄することがある (3)終了時刻を過ぎても機器の中に洗濯物が残っていた場合、当社または当社以外の第三者（他会員など）にて取り出す場合がある。	(2)忘れ物があった場合、当社 又は加盟者 にて廃棄することがある (3)終了時刻を過ぎても機器の中に洗濯物が残っていた場合、当社 若しくは加盟者又は 当社以外の第三者（他会員など）にて取り出す場合がある

chocoZAP利用規約 改定詳細⑫

該当箇所	改定前	改定後
附則 ランドリーサービスに関する利用規約 第5条【免責事項について】	利用者は、自らの責任において、洗濯・乾燥を行いうものとし、当社は、洗濯・乾燥工程で生じる衣類のはつれ・変色・寸法の変化及び洗剤の成分に起因するアレルギーの発症等、その他本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルについて、当社の故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。	利用者は、自らの責任において、洗濯・乾燥を行いうものとし、当社 及び加盟店 は、洗濯・乾燥工程で生じる衣類のはつれ・変色・寸法の変化及び洗剤の成分に起因するアレルギーの発症等、その他本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルについて、当社 及び加盟店 の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
附則 ピラティスに関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうちピラティスをご利用いただく会員に遵守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP株式会社（以下「当社」という。） 又は フランチャイズチェーンchocoZAP に加入する加盟店 （以下「加盟店」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」 及び それに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうちピラティスをご利用いただく会員に遵守いただく事項を定めたものとする。
附則 ピラティスに関する利用規約 第4条【同意事項について】 第1項 第2号	(2)忘れ物があった場合、当社にて廃棄することがある。その場合、当社は一切の賠償責任を負わないものとする。	(2)忘れ物があった場合、当社 又は 加盟者にて廃棄することがある。その場合、当社 及び 加盟者は一切の賠償責任を負わないものとする。
附則 ピラティスに関する利用規約 第5条【免責事項について】	本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わない。	本サービスの利用にあたって発生した事故やトラブルに関して、当社 及び 加盟者の故意又は重過失による場合を除き、当社 及び 加盟者は一切の責任を負わない。
附則 chocoZAPメディカル／Mini人間ドックに関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP株式会社（以下「当社」という）が提供するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービスのうち「chocoZAPメディカル／Mini人間ドック」をご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP株式会社（以下「当社」という。） 又は フランチャイズチェーンchocoZAP に加入する加盟店 （以下「加盟店」という。）が提供するフィットネスクラブ「chocoZAP」 及び それに派生するサービスのうち、 当社が提供する 「chocoZAPメディカル／Mini人間ドック」をご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。
附則 chocoZAPメディカル／Mini人間ドックに関する利用規約 第2条【「chocoZAPメディカル／Mini人間ドック」により提供されるサービス】 第5項	5.会員に対する本件検査の実施は連携医療機関が行うものとし、当社は一切の医療行為を行わない。	5.会員に対する本件検査の実施は連携医療機関が行うものとし、当社 及び 加盟者は一切の医療行為を行わない。
附則 chocoZAPメディカル／Mini人間ドックに関する利用規約 第4条【本件検査の受検及び免責事項】 第2項、第3項、第4項	2.前項による訪院後、連携医療機関の判断、機器の不具合等の事情によって会員が本件検査を受検できないことによるトラブルについては、当社に故意又は過失による場合を除き、当社は責任を負わない。 3.会員に対する本件検査の実施は、連携医療機関の責任により連携医療機関によって行われるものとし、本件検査の実施によって会員と連携医療機関との間で生じた事故やトラブルに関して、当社は一切の責任を負わない。 4.本件検査の実施方法及びその結果に関する会員の問い合わせは、受検した連携医療機関に対してを行い、当該連携医療機関においてこれに対応するものとし、当社はこれを行わない。	2.前項による訪院後、連携医療機関の判断、機器の不具合等の事情によって会員が本件検査を受検できないことによるトラブルについては、 当社及び加盟店 の故意又は過失による場合を除き、当社 及び 加盟者は責任を負わない。 3.会員に対する本件検査の実施は、連携医療機関の責任により連携医療機関によって行われるものとし、本件検査の実施によって会員と連携医療機関との間で生じた事故やトラブルに関して、当社 及び 加盟者は一切の責任を負わない。 4.本件検査の実施方法及びその結果に関する会員の問い合わせは、受検した連携医療機関に対してを行い、当該連携医療機関においてこれに対応するものとし、当社 及び 加盟者はこれを行わない。

chocoZAP利用規約 改定詳細⑬

該当箇所	改定前	改定後
附則 chocoZAPメディカル／診療・検査予約に関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP株式会社（以下「当社」という）が提供するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービスのうち「chocoZAPメディカル／検査・診療予約」をご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP株式会社（以下「当社」という。）又はフランチャイズチェーンchocoZAPに加入する加盟者（以下「加盟者」という。）が提供するフィットネスクラブ「chocoZAP」及びそれに派生するサービスのうち、当社が提供する「chocoZAPメディカル／検査・診療予約」をご利用いただく会員に順守いただく事項を定めたものとする。
附則 chocoZAPメディカル／診療・検査予約に関する利用規約 第2条【「chocoZAPメディカル／検査・診療予約」により提供されるサービス】 第4項	4.会員に対する本件診療の実施は連携医療機関が行うものとし、当社は一切の医療行為を行わない。	4.会員に対する本件診療の実施は連携医療機関が行うものとし、当社及び加盟者は一切の医療行為を行わない。
附則 chocoZAPメディカル／診療・検査予約に関する利用規約 第5条【本件診療の受診及び免責事項】 第1項、第2項	1.会員に対する本件診療の提供は、連携医療機関の責任により連携医療機関によって行われるものとし、本件診療の提供によって会員と連携医療機関との間で生じた事故やトラブルに関して、当社は一切の責任を負わない。 2.本件診療の提供方法、その結果等に関する会員の問い合わせは、受診した連携医療機関に対して行い、当該連携医療機関においてこれに対応するものとし、当社はこれを行わない。	1.会員に対する本件診療の提供は、連携医療機関の責任により連携医療機関によって行われるものとし、本件診療の提供によって会員と連携医療機関との間で生じた事故やトラブルに関して、当社及び加盟者は一切の責任を負わない。 2.本件診療の提供方法、その結果等に関する会員の問い合わせは、受診した連携医療機関に対して行い、当該連携医療機関においてこれに対応するものとし、当社及び加盟者はこれを行わない。
附則 スターターキットに関する利用規約 第1条【適用範囲】	本規約は、RIZAP株式会社（以下「当社」という）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」およびそれに派生するサービス（以下「本サービス」という）のうちスターターキットを受取対象の会員に順守いただく事項を定めたものとする。	本規約は、RIZAP株式会社（以下「当社」という。）又はフランチャイズチェーンchocoZAPに加入する加盟者（以下「加盟者」という。）が運営するフィットネスクラブ「chocoZAP」及びそれに派生するサービス（以下「本サービス」という。）のうちスターターキットを受取対象の会員に順守いただく事項を定めたものとする。
附則 スターターキットに関する利用規約 第2条【提供について】 第1項、第3項、第4項	1.本サービス入会時に配布したヘルスウォッチ・体組成計は初回入会時のみ1人1セット限りの提供とする。 3.製品の提供方法は店頭での受け取りとする。詳細については専用WEBサイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))にて掲載するものとする。 4.当社は本製品の提供方法を、変更することができるものとする。	1.本サービス入会時に配布したヘルスウォッチ・体組成計（以下「本製品」という。）は初回入会時のみ1人1セット限りの提供とする。 3.本製品の提供方法は店頭での受け取りとする。詳細については専用WEBサイト(chocoZAP(ちょこざっぷ))にて掲載するものとする。 4.当社及び加盟者は本製品の提供方法を、変更することができるものとする。
附則 スターターキットに関する利用規約 第3条【返品・交換について】 第1項	1.本製品の故障について、取扱説明書、本体ラベル、その他注意書きに従った正常な使用状態で、万一、保証期間内に故障したものは、免責事項を除き指定のフォームから申告することで無償交換されるものとする。商品交換には、商品本体と保証書の返送が必要となる。	1.本製品の故障について、本製品の取扱説明書、本体ラベル、その他注意書きに従った正常な使用状態で、万一、保証期間内に故障したものは、免責事項を除き指定のフォームから申告することで無償交換されるものとする。商品交換には、商品本体と保証書の返送が必要となる。
規約全体	—（項目ごとの個別表示は省略）	[規約全体における表記の揺らぎ、誤字脱字等に関する軽微な調整・修正]